

大阪広域環境施設組合規則第14号

大阪広域環境施設組合契約規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合契約規則（平成26年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（節名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次	目次
〔第1章 略〕	〔第1章 同左〕
第2章 契約の締結	第2章 〔同左〕
〔第1節 略〕	〔第1節 同左〕
第2節 契約方式別の <u>手続</u>	第2節 契約方式別の <u>手続き</u>
〔第1款・第2款 略〕	〔第1款・第2款 同左〕
第3款 随意契約（第14条— <u>第14条の4</u> ）	第3款 随意契約（第14条— <u>第16条</u> ）
第4款 せり売り（ <u>第15条</u> ）	第4款 せり売り（ <u>第17条</u> ）
第3節 入札（ <u>第16条—第28条の3</u> ）	第3節 入札（ <u>第18条—第30条の3</u> ）
第4節 契約書及び契約保証金（ <u>第29条—第37条</u> ）	第4節 契約書及び契約保証金（ <u>第31条—第39条</u> ）
第3章 契約の履行	第3章 〔同左〕
第1節 契約上の権利（ <u>第38条</u> ）	第1節 契約上の権利（ <u>第40条</u> ）
第2節 監督及び検査（ <u>第39条—第46条</u> ）	第2節 監督及び検査（ <u>第41条—第48条</u> ）
第3節 契約上の給付（ <u>第47条—第50条の2</u> ）	第3節 契約上の給付（ <u>第49条—第55条</u> ）
第4章 契約の変更及び解除（ <u>第51条—第</u>	第4章 契約の変更及び解除（ <u>第56条—第</u>

54条)

第5章 補則 (第55条)

附則

第2章 [略]

(公告)

第9条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定による公告は、入札期日の5日前までに、急を要する場合においては3日前までに、次に掲げる事項について、大阪広域環境施設組合公告式条例（平成26年条例第1号）の例によって行わなければならない。ただし、公告期間については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間の定められているものにあつては、この限りでない。

[(1)～(5) 略]

(6) 第25条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨

[(7) 略]

第3款 [略]

(随意契約における予定価格の決定)

第14条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めるものとする。

2 前項の予定価格は、随意契約によろうとする事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

3 第1項の予定価格は、契約の目的物又は

62条)

第5章 補則 (第63条)

附則

第2章 [同左]

(公告)

第9条 [同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) 第27条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨

[(7) 同左]

第3款 [同左]

[新設]

役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(随意契約によりことができる場合の予定価格の額)

第14条の2 政令第167条の2第1項第1号

の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 2,000,000円
- (2) 財産の買入れ 1,500,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) [略]
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
1,000,000円

(随意契約に係る公表)

第14条の3 [略]

[2 略]

(見積徴取)

第14条の4 [略]

(公告及び参加の手続)

第15条 [略]

(入札保証金の納付)

第16条 [略]

2 前項の入札保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

[(1)・(2) 略]

- (3) 前2号以外の入札保証金 見積価格
(単価契約に係る入札にあつては、見積価格に予定数量(第22条第1項の仕様書に記載されている予定数量をいう。以下

(随意契約によりことができる場合の予定価格の額)

第14条 [同左]

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) [同左]
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
500,000円

(随意契約に係る公表)

第15条 [同左]

[2 同左]

(見積徴取)

第16条 [同左]

(公告及び参加の手続)

第17条 [同左]

(入札保証金の納付)

第18条 [同左]

2 前項の入札保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

[(1)・(2) 同左]

- (3) 前2号以外の入札保証金 見積価格
(単価契約に係る入札にあつては、見積価格に予定数量(第24条第1項の仕様書に記載されている予定数量をいう。以下

同じ。) を乗じた額、長期継続契約（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成26年条例第5号）第1号に規定する長期継続契約をいう。以下同じ。）にあつては、見積価格を1年当たりの額に換算した額）の100分の3以上

[3 略]

（入札保証金の還付等）

第17条 [略]

（入札保証金の帰属等）

第18条 [略]

2 第16条第1項第2号の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく事務局長が指定する期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。

（入札保証金に代用した担保の処分）

第19条 [略]

（売払い又は貸付けの申込保証金）

第20条 第16条から前条までの規定は、随意契約による財産の売払い又は貸付けの申込保証金（以下「申込保証金」という。）について準用する。

[2 略]

（せり売り参加保証金）

第21条 第16条から第19条までの規定は、せり売り参加の保証金について準用する。こ

同じ。) を乗じた額、長期継続契約（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成26年条例第5号）第1号に規定する長期継続契約をいう。以下同じ。）にあつては、見積価格を1年当たりの額に換算した額）の100分の3以上

[3 同左]

（入札保証金の還付等）

第19条 [同左]

（入札保証金の帰属等）

第20条 [同左]

2 第18条第1項第2号の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく事務局長が指定する期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。

（入札保証金に代用した担保の処分）

第21条 [同左]

（売払い又は貸付けの申込保証金）

第22条 第18条から前条までの規定は、随意契約による財産の売払い又は貸付けの申込保証金（以下「申込保証金」という。）について準用する。

[2 同左]

（せり売り参加保証金）

第23条 第18条から第21条までの規定は、せり売り参加の保証金について準用する。こ

の場合において、保証金の額は、第16条第2項第1号の規定にかかわらず、事務局長が定める額とすることができる。

(入札方法)

第22条 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認の上、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、入札保証金（現金に代えて納付される有価証券を含む。）の納付済証（第16条第3項に規定する保証を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合にあっては、保証書。次項において同じ。）を入札書に添付しなければならない。

[2・3 略]

(入札における予定価格の決定)

第23条 入札に付する場合の予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

2 前項の予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(予定価格等の準備及び公表)

第24条 [略]

[2 略]

(入札の無効)

の場合において、保証金の額は、第18条第2項第1号の規定にかかわらず、事務局長が定める額とすることができる。

(入札方法)

第24条 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認の上、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、入札保証金（現金に代えて納付される有価証券を含む。）の納付済証（第18条第3項に規定する保証を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合にあっては、保証書。次項において同じ。）を入札書に添付しなければならない。

[2・3 同左]

(予定価格の決定)

第25条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

2 予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(予定価格等の準備及び公表)

第26条 [同左]

[2 同左]

(入札の無効)

第25条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は第22条第3項の規定による確認を受けない代理人がした入札

〔(2)～(10) 略〕

〔2 略〕

(入札の中止等)

第26条 〔略〕

(再度入札)

第27条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第16条第2項の規定にかかわらず、その入札保証金が所定の額に達しない者もこれに参加することができる。

〔2 略〕

(せり売りについての準用)

第28条 第22条第2項及び第3項、第23条、第25条(第1項については、第1号、第3号、第6号、第9号及び第10号に限る。)、第26条並びに第27条第2項の規定は、せり売りについて準用する。

(電子入札)

第28条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札(売払契約に係る一般競争入札を除く。)の手続きについては、次項に定めるところにより、電子入札システム(本組合が行う入札に関する事務を電子情報処理組織(本組合の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計

第27条 〔同左〕

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は第24条第3項の規定による確認を受けない代理人がした入札

〔(2)～(10) 同左〕

〔2 同左〕

(入札の中止等)

第28条 〔同左〕

(再度入札)

第29条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第18条第2項の規定にかかわらず、その入札保証金が所定の額に達しない者もこれに参加することができる。

〔2 同左〕

(せり売りについての準用)

第30条 第24条第2項及び第3項、第25条、第27条(第1項については、第1号、第3号、第6号、第9号及び第10号に限る。)、第28条並びに第29条第2項の規定は、せり売りについて準用する。

(電子入札)

第30条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札(売払契約に係る一般競争入札を除く。)の手続きについては、次項に定めるところにより、電子入札システム(本組合が行う入札に関する事務を電子情報処理組織(本組合の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計

算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)により行うことができる。

- 2 電子入札システムにより行われる入札の手続きについては、前節第1款及び第2款、第16条から第19条まで、第22条（第1項後段を除く。）、第23条、第24条、第25条（第1項第8号を除く。）、第26条並びに第27条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙2 挿入]

(電子情報処理組織を使用した売払契約に係る入札)

第28条の3 [略]

- 2 前項に規定する方法により行われる入札の手続きについては、前節第1款、第16条（第2項第2号及び第3号（単価契約及び長期継続契約に係る部分に限る。）並びに第3項を除く。）、第17条から第19条まで、第22条（第1項及び第2項ただし書を除く。）、第23条、第24条第2項、第25条（第1項第4号及び第8号を除く。）及び第26条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙4 挿入]

[3 略]

(契約の確定)

算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により処理する情報処理システムをいう。)により行うことができる。

- 2 電子入札システムにより行われる入札の手続きについては、前節第1款及び第2款、第18条から第21条まで、第24条（第1項後段を除く。）、第25条、第26条、第27条（第1項第8号を除く。）、第28条並びに第29条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙1 挿入]

(電子情報処理組織を使用した売払契約に係る入札)

第30条の3 [同左]

- 2 前項に規定する方法により行われる入札の手続きについては、前節第1款、第18条（第2項第2号及び第3号（単価契約及び長期継続契約に係る部分に限る。）並びに第3項を除く。）、第19条から第21条まで、第24条（第1項及び第2項ただし書を除く。）、第25条、第26条第2項、第27条（第1項第4号及び第8号を除く。）及び第28条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙3 挿入]

[3 同左]

(契約の確定)

第29条 [略]

[2～6 略]

(契約書の記載事項)

第30条 契約書には契約の目的、契約金額、

履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

[(1)～(6) 略]

(7) 第50条の2に規定する事項

[(8)・(9) 略]

[2 略]

(契約書作成の省略)

第31条 [略]

[2 略]

3 第29条第6項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(仮契約書の交換)

第32条 [略]

(契約保証金の納付等)

第33条 [略]

[2 略]

3 第1項の契約保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札に付した場合 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額。次号、第50条第1項及び第2項において同じ。）の100分の10以上

(2) [略]

第31条 [同左]

[2～6 同左]

(契約書の記載事項)

第32条 [同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) 第54条に規定する事項

[(8)・(9) 同左]

[2 同左]

(契約書作成の省略)

第33条 [同左]

[2 同左]

3 第31条第6項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(仮契約書の交換)

第34条 [同左]

(契約保証金の納付等)

第35条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

(1) 一般競争入札に付した場合 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額。次号、第53条第1項及び第2項において同じ。）の100分の10以上

(2) [同左]

4 財産の売払い又は貸付けの契約に係る契約保証金の額は、前項の規定にかかわらず、第16条第2項第1号又は第2号に掲げる額とする。この場合において、「見積価格」又は「見積貸付料」とあるのは、それぞれ「契約金額」又は「契約貸付料」と読み替える。ただし、貸付物件の原状回復について特に費用を要すると認めるとき又は大阪広域環境施設組合財産規則（平成27年規則第70号）第19条若しくは第32条の規定による連帯保証人を立てることができないときは、契約保証金を増額することができる。

5 第16条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項中「又は事務局長が確実と認める金融機関」とあるのは、「事務局長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。

（契約保証金による充当）

第34条 [略]

（契約保証金の還付）

第35条 [略]

（契約保証金の帰属）

第36条 第53条の規定により契約を解除したときは、契約により契約保証金は、その全部又は一部を本組合に帰属させることができる。契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また同様とする。

（契約保証金に代用した担保の処分）

4 財産の売払い又は貸付けの契約に係る契約保証金の額は、前項の規定にかかわらず、第18条第2項第1号又は第2号に掲げる額とする。この場合において、「見積価格」又は「見積貸付料」とあるのは、それぞれ「契約金額」又は「契約貸付料」と読み替える。ただし、貸付物件の原状回復について特に費用を要すると認めるとき又は大阪広域環境施設組合財産規則（平成27年規則第70号）第19条若しくは第32条の規定による連帯保証人を立てることができないときは、契約保証金を増額することができる。

5 第18条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項中「又は事務局長が確実と認める金融機関」とあるのは、「事務局長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。

（契約保証金による充当）

第36条 [同左]

（契約保証金の還付）

第37条 [同左]

（契約保証金の帰属）

第38条 第61条の規定により契約を解除したときは、契約により契約保証金は、その全部又は一部を本組合に帰属させることができる。契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また同様とする。

（契約保証金に代用した担保の処分）

第37条 第19条の規定は、契約保証金について準用する。

第3章 [略]

(権利義務の譲渡等の制限)

第38条 [略]

[2 略]

(監督及び検査を担当する職員の指定)

第39条 [略]

[2 略]

(監督の方法)

第40条 [略]

(監督の結果)

第41条 [略]

(検査の方法)

第42条 第39条の規定による検査を担当する職員（以下「検査職員」という。）は、必要に応じて監督職員の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものとする。

[2 略]

(減価採用)

第43条 [略]

(検査における不合格)

第44条 [略]

(検査調書等)

第45条 [略]

(監督又は検査を委託した場合の確認)

第46条 [略]

(目的物の引渡し)

第47条 [略]

(部分引渡し)

第39条 第21条の規定は、契約保証金について準用する。

第3章 [同左]

(権利義務の譲渡等の制限)

第40条 [同左]

[2 同左]

(監督及び検査を担当する職員の指定)

第41条 [同左]

[2 同左]

(監督の方法)

第42条 [同左]

(監督の結果)

第43条 [同左]

(検査の方法)

第44条 第41条の規定による検査を担当する職員（以下「検査職員」という。）は、必要に応じて監督職員の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものとする。

[2 同左]

(減価採用)

第45条 [同左]

(検査における不合格)

第46条 [同左]

(検査調書等)

第47条 [同左]

(監督又は検査を委託した場合の確認)

第48条 [同左]

(目的物の引渡し)

第49条 [同左]

(部分引渡し)

第47条の2 契約の目的物について、本組合があらかじめその全部の完済又は完納に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合は、当該指定部分について、第43条、次条及び第50条の規定を準用する。この場合において、同条中「契約金額」とあるのは「指定部分に相応する契約金額」と読み替えるものとする。

（休日に当たる履行期限）

第48条 [略]

（部分払）

第49条 [略]

（延滞違約金）

第50条 [略]

2 前項の場合において、第47条の2の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

[3～5 略]

（不当な取引制限等に係る損害賠償）

第50条の2 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約（売払、貸付及び不動産に関する権利の設定契約を除く。）の契約者（以下「請負等の契約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本組合に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下この条において同じ。）の

第50条 契約の目的物について、本組合があらかじめその全部の完済又は完納に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合は、当該指定部分について、第45条、次条及び第53条の規定を準用する。この場合において、同条中「契約金額」とあるのは「指定部分に相応する契約金額」と読み替えるものとする。

（休日に当たる履行期限）

第51条 [同左]

（部分払）

第52条 [同左]

（延滞違約金）

第53条 [同左]

2 前項の場合において、第50条の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

[3～5 同左]

（不当な取引制限等に係る損害賠償）

第54条 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約（売払、貸付及び不動産に関する権利の設定契約を除く。）の契約者（以下「請負等の契約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本組合に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下本条において同じ。）の100分

100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

〔(1) 略〕

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等（請負等の契約者以外の者に対するものに限る。）において、請負等の契約者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき

〔(3)・(4) 略〕

〔2～4 略〕

〔削る〕

第4章 〔略〕

〔削る〕

（契約者の請求による履行期限の延長）

第51条 〔略〕

〔2 略〕

（契約者の契約変更等の申出）

第52条 〔略〕

（契約の変更に係る書類の提出等）

第52条の2 前2条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、事務局長が定める書類を添えてこれを提出しなければならない。ただし、第31条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあっては、契約者が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって変更契約書に代用するものとする。

2 第29条第4項及び第5項の規定は、前項

の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

〔(1) 同左〕

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等（請負等の契約者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき

〔(3)・(4) 同左〕

〔2～4 同左〕

第55条 削除

第4章 〔同左〕

第56条 削除

（契約者の請求による履行期限の延長）

第57条 〔同左〕

〔2 同左〕

（契約者の契約変更等の申出）

第58条 〔同左〕

（契約の変更に係る書類の提出等）

第59条 前2条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。ただし、第33条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあっては、契約者が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって変更契約書に代用するものとする。

2 第31条第4項及び第5項の規定は、前項

本文の場合にこれを準用し、同条第6項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは「<u>第52条の2第1項本文</u>」と読み替えるものとする。 [3 略] (契約金額の変更に代える契約内容の変更) <u>第52条の3</u> 事務局長は、<u>第52条</u>の規定により契約金額を変更することになった場合において、特別の理由があるときは、契約金額の変更の全部又は一部に代えて契約内容を変更することができる。 (組合の解除権) <u>第53条</u> [略] (契約解除時の処理) <u>第54条</u> [略] 第5章 [略] (施行の細目) <u>第55条</u> 様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。	本文の場合にこれを準用し、同条第6項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは「<u>第59条第1項本文</u>」と読み替えるものとする。 [3 同左] (契約金額の変更に代える契約内容の変更) <u>第60条</u> 事務局長は、<u>第58条</u>の規定により契約金額を変更することになった場合において、特別の理由があるときは、契約金額の変更の全部又は一部に代えて契約内容を変更することができる。 (組合の解除権) <u>第61条</u> [同左] (契約解除時の処理) <u>第62条</u> [同左] 第5章 [同左] (施行の細目) <u>第63条</u> 様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規則は、令和8年11月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪広域環境施設組合契約規則の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

[第30条の2第2項の表 別紙1]

第9条第1項 第6号	<u>第27条第1項各号</u>	<u>第30条の2第2項</u> の規定により読み替えられた <u>第27条第1項第1号</u> 及び第4号並びに <u>第27条第1項第2号</u> 、第3号、第5号から第7号まで、第9号及び第10号
第9条第1項 第7号	前各号	第1号から第5号まで及び <u>第30条の2第2項</u> の規定により読み替えられた第6号
第9条第2項 及び <u>第26条第2項</u>	前項	<u>第30条の2第2項</u> の規定により読み替えられた前項
第13条	第9条第1項各号 (第2号を除く。)	第9条第1項第1号、第3号から第5号まで並びに <u>第30条の2第2項</u> の規定により読み替えられた第9条第1項第6号及び第7号
<u>第24条第1項</u>	記入し、かつ、記名 押印をした入札書	記録し、かつ、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)をした電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(事務局長が郵便等による入札を認めたときは、必要事項を記入し、かつ、記名押印した入札書(以下入札書という。))
<u>第24条第2項</u>	前項	<u>第30条の2第2項</u> の規定により読み替えられた前項
	に出席して	において
	納付済証	納付済証(<u>第18条第3項</u> に規定する保証を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合にあっては、保証書)
<u>第24条第3項</u>	書面	電磁的記録
<u>第26条第1項</u>	記載して密封し	電子入札システムに記録し
<u>第27条第1項</u> 第1号	<u>第24条第3項</u>	<u>第30条の2第2項</u> の規定により読み替えられた <u>第24条第3項</u>
<u>第27条第1項</u> 第4号	記名押印	電子署名

第29条第2項	第9条	第30条の2第2項の規定により読み替えられた第9条
---------	-----	---------------------------

[第28条の2第2項の表 別紙2]

第9条第1項 第6号	第25条第1項各号	第28条の2第2項の規定により読み替えられた第25条第1項第1号及び第4号並びに第25条第1項第2号、第3号、第5号から第7号まで、第9号及び第10号
第9条第1項 第7号	前各号	第1号から第5号まで及び第28条の2第2項の規定により読み替えられた第6号
第9条第2項 及び第24条第2項	前項	第28条の2第2項の規定により読み替えられた前項
第13条	第9条第1項各号 (第2号を除く。)	第9条第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第28条の2第2項の規定により読み替えられた第9条第1項第6号及び第7号
第22条第1項	記入し、かつ、記名 押印をした入札書	記録し、かつ、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）をした電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（事務局長が郵便等による入札を認めたときは、必要事項を記入し、かつ、記名押印した入札書（以下入札書という。））
第22条第2項	前項	第28条の2第2項の規定により読み替えられた前項
	に出席して	において
	納付済証	納付済証（第16条第3項に規定する保証を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合にあっては、保証書）
第22条第3項	書面	電磁的記録
第24条第1項	記載して密封し	電子入札システムに記録し
第25条第1項 第1号	第22条第3項	第28条の2第2項の規定により読み替えられた第22条第3項
第25条第1項	記名押印	電子署名

第4号		
第27条第2項	第9条	第28条の2第2項の規定により読み替えられた第9条

[第30条の3第2項の表 別紙3]

第9条第1項第6号	第27条第1項各号	第27条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号及び第10号
第9条第1項第7号	前各号	第1号から第5号まで及び第30条の3第2項の規定により読み替えられた第6号
第9条第2項	前項	第30条の3第2項の規定により読み替えられた前項
第11条	掲げる書類	掲げる書類（第1号の書類を除く。）
	前2号	前号
第18条第2項第1号	見積価格	予定価格
第18条第2項第3号	前2号	第30条の3第2項の規定により読み替えられた第1号
	見積価格	予定価格
第24条第2項	前項の	第30条の3第1項に規定する方法により行われる
	に出席して	において
第26条第2項	前項の規定にかかわらず、事務局長が必要と認める	第30条の3第1項に規定する方法により行われる

[第28条の3第2項の表 別紙4]

第9条第1項第6号	<u>第25条第1項各号</u>	<u>第25条第1項第1号</u> から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号及び第10号
第9条第1項第7号	前各号	第1号から第5号まで及び <u>第28条の3第2項</u> の規定により読み替えられた第6号
第9条第2項	前項	<u>第28条の3第2項</u> の規定により読み替えられた前項
第11条	掲げる書類	掲げる書類（第1号の書類を除く。）
	前2号	前号
<u>第16条第2項第1号</u>	見積価格	予定価格
<u>第16条第2項第3号</u>	前2号	<u>第28条の3第2項</u> の規定により読み替えられた第1号
	見積価格	予定価格
<u>第22条第2項</u>	前項の	<u>第28条の3第1項</u> に規定する方法により行われる
	に出席して	において
<u>第24条第2項</u>	前項の規定にかかわらず、事務局長が必要と認める	<u>第28条の3第1項</u> に規定する方法により行われる